

令和2年(行コ)第23号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件

控訴人 内山靖英

被控訴人 愛知県

第11準備書面

(犯給法の制度趣旨)

令和3年(2021年)5月10日

名古屋高等裁判所民事第4部 御中

控訴人代理人

弁護士 堀江哲史



同 長谷川桂子



同 岡村晴美



同 倉知孝匡



同 矢崎暁子



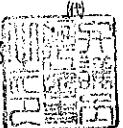
同 浦野智文



同 進 藤 一 樹



同 大 畑 泰次郎



同 中 川 重 德



同 永 野 靖



同 山 下 敏 雅



控訴人復代理人

同 水 谷 陽 子



目次

第1 はじめに	6
第2 犯罪被害給付関係法令の文言	6
1 犯給法は被害者と配偶者との戸籍上の性別の異同を要件としていないこと	6
2 犯給法は婚姻届出をしない理由を問うていないこと	7
3 犯給法は特別の事情のある場合の減額・不支給事由を定めており、支給対象自体は広いこと	8
第3 犯給法及び関連法の理念及び目的	8
1 犯罪被害者等の置かれてきた地位（甲188等）	8
(1) 「忘れられた人々」であった犯罪被害者等	8
(2) 国家による犯罪被害者等への経済的補償制度の導入	10
2 犯罪被害者等給付金支給法の制定（甲188等）	11
(1) 成立にいたる経過	11
(2) 旧法の制度趣旨	12
3 第一次改正（2001年（平成13年））	15
(1) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律	15
(2) 制度趣旨が受け継がれたこと	16
4 犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画	17
(1) 犯罪被害者等基本法	17
(2) 犯罪被害者等基本計画	18
(3) 小括	21
5 第二次改正（2008年（平成20年））	23
(1) 経済的支援に関する検討会	23
(2) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	
～	23
6 小括	24

(1) 犯給法及び関連法の理念及び目的に照らせば、被害者と同性であることを理由に犯給制度の適用を否定することはできないこと	24
(2) 原判決の理解の誤り	24
(3) 原判決の解釈は法秩序に対する国民の信頼を害すること	26
第4 犯給法の受給権者たる「事実婚配偶者」該当性は不法行為法や社会立法に関する解釈にしたがって判断されること	27
1 犯給法が他の災害補償制度を参考にして作られたこと	27
(1) 他の制度との不均衡是正	27
(2) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律	27
(3) 証人等の被害についての給付に関する法律	28
(4) 国家公務員災害補償法	29
(5) 労働災害補償保険法	29
(6) 公害健康被害の補償等に関する法律	29
2 犯給法も他の災害補償制度と同様に家庭生活の実態を保護するものであること	30
(1) 事実婚配偶者を「遺族」と取り扱うのは社会立法の通例であること	30
(2) 犯給法も被害者と遺族の共同生活の実態を保護する社会立法のひとつであること	30
3 犯給法の「事実上婚姻関係と同様の事情」該当性判断は、民法や社会立法分野での解釈を参考に判断すること	32
(1) 法律上の配偶者であっても遺族たる「配偶者」該当性を否定される場合があること	32
(2) 「配偶者」該当性については民法や社会保障分野での解釈を参考にするとされていること	32
(3) 民法や社会立法分野で行われている「事実婚」の解釈	33
(4) 小括	37

第5 立法者意思に基づいても同性事実婚配偶者は支給対象となるべきこと	38
1 立法者は日本社会の構成員に同性婚ないし同性事実婚配偶者が存在することを知っていたこと	38
2 小括	40
第6 我が国の法制度に通底する日本国憲法の趣旨	41
1 法の下の平等（憲法14条1項）	41
2 個人の尊重と幸福追求権（憲法13条）	42
3 社会保障増進義務（後退禁止原則）（憲法25条2項）	43
4 小括	43
第7 結論	43

第1 はじめに

本件では、犯罪被害者等給付金制度における遺族給付金の第一順位支給対象である「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に合った者を含む）」に、犯罪被害者と戸籍上同性同士である者が含まれるか、という法解釈が問題となっている。この条文の解釈にあたっては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」または「現行法」という。）や同法施行規則の文言、犯罪被害給付制度ならびに犯罪被害者支援制度の趣旨及び目的、ひいては法秩序全体に通底する日本国憲法の理念に照らし、犯罪被害者と戸籍上同性同士であるパートナーにも犯罪被害給付制度の趣旨が及ぶか否かを判断しなければならない。このことは、原審原告第3準備書面、同第4準備書面、同第6準備書面においても述べてきた。

ところが原判決は、犯給法の制度趣旨を見過ごし、同性間の親密な関係が日本社会に受容されるかどうか、あるいは受容されているかどうかという問題にすり替えて犯給法の条文解釈を行ったことから、判断を誤ったものである。

本書面では、犯給法及び関係法令の文言ならびにこれらの制度趣旨を改めて述べたうえで、立法者意思に照らせば、犯罪被害者と戸籍上同性同士である者も、その関係性が民法や社会保障制度における内縁の判断基準を満たすものであるかぎり「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に合った者を含む）」として遺族給付金の支給対象に含まれること、犯罪被害者と戸籍上同性同士であるという点のみでそのパートナーを支給対象から排除することは、かえって犯給法の制度趣旨に反することを述べる。

第2 犯罪被害給付関係法令の文言

1 犯給法は被害者と配偶者との戸籍上の性別の異同を要件としていないこと

犯給法5条1項1号は、遺族給付金の第一順位受給権者として「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に合った者を含む。）」

と規定している。「配偶者」の要件として、その性別や犯罪被害者と戸籍上の性別が異なるかどうかを限定する文言はない。

2 犯給法は婚姻届出をしない理由を問うていないこと

- (1) また、犯給法は、「婚姻の届出をしていない」と定めるのみで、届出をしていない理由も不問としている。つまり、犯給法は、婚姻の届出をしたくてもできない事情があるか否かによる区別をしていないのである。
- (2) すでに述べてきたとおり、犯給法は、1980年（昭和55年）に犯罪被害者給付金支給法として制定された後、2001年（平成13年）と2008年（平成20年）に大きな改正を経ている。この間、最高裁判所は、重婚的内縁関係にある者について1983年（昭和58年）と1985年（昭和60年）に、それぞれ遺族年金上の「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」要件に該当するとの判断を示した（甲108、甲110、甲111）。これを受け、厚生年金法及び国民年金法の改正は行われていないまま、実務上、被保険者と重婚的内縁関係にあり婚姻届を出そうと思っても出せない者に対しても「配偶者」として遺族年金が支給される取扱い（甲26）となっている。
- (3) 「配偶者」について同様の文言を置く制度をめぐり、このような最高裁の解釈と実務運用の変更が起きたのであるから、もし立法者が犯給法の「配偶者」要件について同様の解釈を許さないと考えたのであれば、2001年（平成13年）と2008年（平成20年）の改正時に、たとえば「ただし、民法所定の婚姻の要件を満たす者に限る」とか「ただし、民法所定の婚姻障害に該当する者を除く」といった限定を付していたはずである。しかし、立法者はそのような限定を付さなかった。このことは、犯給法が「配偶者」要件について婚姻の届出をしていない理由にかかわらず広くとらえようとしていることの証左である。

3 犯給法は特別の事情のある場合の減額・不支給事由を定めており、支給対象自体は広いこと

さらに、犯給法は、次項で述べるとおり、日本社会の構成員が犯罪の被害を受けた場合に社会全体でこれを支える、という考え方立っていることから、犯罪被害者を日本に住所を有すること以外の属性によって区別せず広く対象に含めたうえで、特別の事情を有する場合に限り給付金の支給額を減額又は不支給とする組み立てをしている（法5条4項、同6条、法施行規則2条ないし10条）。

このような法令の構造からしても、法文上明記されていない要件を附加して支給対象を狭めることは、犯給法は想定していない。

第3 犯給法及び関連法の理念及び目的

1 犯罪被害者等の置かれてきた地位（甲188等）

（1）「忘れられた人々」であった犯罪被害者等

ア 世界的に、日本を含む多くの国において、古くは、犯罪の被害にあった者、また、その遺族は、自らの手で加害者に復讐を行っていた。その後、集落の長等の手を借りるようになっていった。人の集団はさらに大きくなつていき、地方ごとに首領等が現れるようになっていった。それに伴い、身分差が生じてくると、加害者の身分が高く、被害者の身分が低い場合には、被害者は泣き寝入りせざるをえないといったことも生じていった。そこで、中世から近世にかけて、刑罰権が私的な制裁としての性格を失つていき、ついには刑罰権を国家が独占するに至った。そこから、刑事訴訟手続は国家対一市民である被疑者・被告人に関する手続となった。強大な権力をもつ国家（その代表としての警察・検察等）と、一市民に過ぎない被疑者・被告人との力の差は歴然である。そのため、憲法及び刑事訴訟法において、被疑者・被告人の権利が規定されていった。举証責任は検察が負

うこととなり、被疑者・被告人には国選を含む弁護人がつけられる等の形ができあがっていった。

イ 現実を見れば、「被害者なき犯罪」と言われる一部の犯罪類型（違法薬物の自己使用等）を除いて、多くの犯罪においては、被害者がおり、被害者は間違いなく犯罪の「当事者」である。しかし、上記のように、国家が刑罰権を独占したことによって、刑事訴訟手続は国家対一市民である被疑者・被告人の手続となってしまい、被害者は「証拠」の一つ（証人）に過ぎなくなってしまった。そのため、被害者は、刑事訴訟手続において蚊帳の外に置かれ続けることとなる。そのため、被害者は、「忘れられた人々（forgotten person）」と呼ばれるようになった。

ウ 刑罰権の国家による独占は、刑罰から「損害の補填」という機能をも失わせることとなった。被害者とその遺族は民事裁判の中で加害者に損害賠償を求めることができるに過ぎなくなり、これが犯罪被害者に与えられた唯一の権利となってしまった。しかし、いくら高額の損害賠償を命じる判決を受けても、多くの場合、加害者には資力がないために実際の支払にはつながらず、損害賠償制度は「絵に描いた餅」に過ぎない。

被害者は、経済犯における被害額も弁済されず、身体犯における医療費も支払われず、被害によって仕事や学校に行かれなくなったり、引っ越しを余儀なくされるような場合にも何ら補償がなかつたりするのが実情であった。被害者が亡くなった場合にも何の補償もない。まさしく「ないない尽くし」、「被害に遭い損」という状況が長らく続いていた。

エ 上述のとおり、刑事手続において被害者は「当事者」でなく「証拠」の一つであったため、被害者は質問されたことへの答えしか許されず、「真実を知りたい」、「被害がいかにつらいものであったかを加害者に訴えたい」といった要望が出されるようになっていった。日本では、「真実を知りたい」、「被害がいかにつらいものであったかを訴えたい」という気持

ちから、損害賠償が実際には支払われないことがわかつていても民事裁判を起こすケースが散見されるようになっていったが、民事裁判の場合には必ずしも加害者本人は出席する必要がないため、被害者や被害者遺族の苦しみは増すばかりの状況が続いた。

(2) 国家による犯罪被害者等への経済的補償制度の導入

ア 上記のような被害者等の状況は、刑罰権を国家が独占した多くの国々に共通したものであった。被害者等の法的地位について、アメリカの犯罪学者であるステファン・シェーファーは、犯罪被害者等の地位を歴史的に3つの時期に分類し、国家が刑罰権を独占する前、即ち被害者等が当然に報復できた黄金期、そして、被害者等が「忘れられた人々」となった近代法の整備に伴う衰退期、そして、被害者等に新たな権利が認められるようになっていく復興期とした。

イ 犯罪被害者の経済的状況に関する公的救済を最も早く提唱したのはベンサムであり、1840年代にさかのぼる。しかし、これは法制度には至らず、1960年代になってイギリスのフライ氏が国家による被害補償を提唱した。ここでは、被害者が実際には経済的補償が受けられていないことが大きな問題となっていた。そして、最初に犯罪被害者の公的救済が立法化されたのは、ニュージーランドにおける1963年の犯罪被害者補償法であった。その後、イギリスが1964年に被害者補償制度を、アメリカは1965年カリフォルニア州を皮切りに各州で被害者補償制度を、スウェーデンは1972年に被害補償法を、ドイツ（西ドイツ）は1976年に被害者補償法をそれぞれ次々と導入していくこととなった（甲163）。この頃からが復興期となる。

ウ 引き続いて各国では、被害者国選弁護人制度や、被害者の訴訟参加制度等が取り入れられていった。国連でも、1985年に国連総会において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択された。こ

れを契機に犯罪被害者政策を進めていった国も多かった。

エ 日本でも、後述するように1980年になって犯罪被害者等給付金支給法が制定された。しかし、その後の動きは遅れ、被害者対策が本格的になったのは2000年の犯罪被害者保護二法（刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律）の成立からである。これらにより、被害者の心情に配慮し、刑事手続への被害者の関与や被害回復のための法制度が初めて整備された。

被害者の訴訟参加制度はようやく2009年に、被害者国選弁護人制度は2020年になってようやく議論が本格化されるようになったという状況にとどまっている。

2 犯罪被害者等給付金支給法の制定（甲188等）

（1）成立にいたる経過

日本では、1966年（昭和41年）に起きた通り魔殺人事件の被害者遺族による運動を始めとして、犯罪被害者や遺族に対する補償制度の創設を求める運動が民間において行われるようになった。

そして、原審原告第3準備書面でも述べたとおり、1974年（昭和49年）8月、三菱重工ビルで、昼休みに時限装置付きのダイナマイト爆弾が爆発し、死者8人、重軽傷者380人という惨事が起きたことを契機に、このような無差別な犯行に対する憤りが高まるとともに、同じ爆破事件に遭遇しながら労災補償保険法の適用を受ける人と業務中でないため補償を受けられない人との扱いの差異が顕在化し、精神的にも経済的にも大変悲惨な状態に置かれているにもかかわらず制度の谷間に取り残されている犯罪被害者を救済すべき、との世論が高まった。

こうした世論の高まりを受け、国会及び政府において、これらの犯罪の被害者に対する国の救済制度の創設が必要であるとの論議と制度の在り方に

についての検討が行われた結果、1980年（昭和55年）4月3日、犯罪被害者等給付金支給法（以下「旧法」という。）が成立した（甲163～甲165）。

（2）旧法の制度趣旨

ア 旧法制定にあたり、犯罪被害者の置かれた状況は、次のようなものと分析された。

突然、殺人や傷害等の悪質な犯罪により、不慮の死を遂げた者の遺族や重大な身体傷害を受けた者の精神的経済的打撃は、きわめて大きい。これらの遺族や被害者は、その受けた被害について民事上の不法行為制度により加害者から損害賠償を受ける権利があるが、加害者が不明であったり、無資力であったりするなどのため、実際には加害者から賠償を受けることができないのが実情である。

他方、労働災害や交通事故等の原因により不慮の人身被害を受けた場合には、労働災害補償保険法や自動車損害賠償保障法等の災害補償制度により救済が充実してきていることと比較すると、故意犯罪の被害者や遺族が法制度上、その保護が全く考慮されていないのはいかにも不均衡であり、その是正を図る必要があると考えられた。

さらに、加害者の刑事司法手続上の処遇が改善され、社会復帰のための諸施策が推進されていることとの比較でも、被害者が平穏な生活を取り戻すために何らの救済措置も講じられていないことは大いに不公平であるとされた。（甲163、甲164、甲165・7～8頁）。

イ 旧法制定当時、政府委員は、法案の趣旨及び税金を財源とする理由を次のように説明した（下線部は引用者。以下同じ。）。

すなわち、「この制度は要するに、故意の犯罪行為という他人の悪質な行為によりまして、不慮の死亡または重障害というような重大な被害を受けたにもかかわらず、被害者または遺族が事実上不法行為による損害賠償

を受けられずに、何らの救済もない事例が多いという現状を社会全体として放置しておけない、こういう観点から、これら遺族等の精神的、経済的な安定に資するために国が一定の給付金の支給を行おうという制度でございます。したがいまして、この制度の性格というのは、一つは、国のおこなった不法行為制度というものが十分に機能していない、やはりこれの実質化を図っていく必要がある、さらには、一種の広い意味での福祉政策という立場もございますし、もう一つは、やはり犯罪対策という面があるわけでございまして、そういうものを総合した施策としてこの問題を私どもはとらえ、提起しているわけでございます。しかし、その中で何といつても中心になりますのは、やはり国の法制度というものに対する国民の不信感を除去したい、つまり、犯罪によって被害者の権利が失われ、それがそのままになっておる、そうしたいわゆる法秩序が一種のへこんだような状態にあることに対して国民の持つ不信感というものをやはり回復してまいり、こういうことに置いておるわけでございます。」「この基本には、先ほども申し上げましたように、こうした悲惨な状態にある人を社会全体として放置しておけないという、一種の社会連帯共助の精神といいますか、こうしたものがあるわけでございます。」（昭和55年3月25日衆議院地方行政委員会における中平和水警察庁刑事局長の答弁。甲166・2頁）。

「現在、故意の犯罪行為による重大な人身被害につきましては、遺族の方などの精神的な打撃というものが特に大きいにもかかわらず、現行の不法行為制度による救済も満足に受けられない、また、他の原因による被害の場合と異なりまして、法制度上全く考慮されていなかつたのでありますて、いかにも不均衡である、こういう考え方でまいつたわけであります。このような犯罪被害者の現状を放置しておくべきでないという社会全体の認識となっているように考えられるわけでありますて、この制度は社会

の要請にこたえようとするものでございますが、国の施策という点から見ますれば、犯罪によって侵害された法秩序の回復を図ることによって、國の法制度全般に対する国民の不信感を除去しようとするものであります。この場合、故意の犯罪行為という性格上、責任保険などの原因者負担の原則にのっとった措置をとり得ませんことから、犯罪被害を社会全体の負担で緩和するという考え方、すなわち社会の連帯共助という考え方で全額公費負担の給付金の支給を行おう、こういうものでございます。」（昭和55年3月26日衆議院地方行政委員会法務委員会連合審査会における中平和水警察庁刑事局長の答弁。甲167・2頁）。

ウ さらに、給付対象者の範囲をどのように考えるかについても、政府委員からは次のように説明された。

「私どもがこの給付の対象といたしておりますのは、やはりこの日本社会の構成員として生活をなさっている方、そうした人たちに対しまして、そうした人たちがこうむった犯罪による被害、つまり故意の犯罪による死亡とかあるいは重障害に対しまして、本来は原因を与えた者が賠償すべきものをかわって国が公的な給付を行うものでございまして、そうした国民全体の放置しておくべきでないという連帯共助の精神に基づいてこの給付が行われるわけでございますので、したがいまして、やはり平生から日本の社会でともどもに生活をしている、こうした人たちに一応私どもは適用の対象を限った、こういうことでございます。」（昭和55年3月26日衆議院地方行政委員会法務委員会連合審査会における中平和水警察庁刑事局長の答弁。甲167・1頁）。

「この制度は、社会の連帯共助の精神に基づきまして、その社会の構成員が被害を受けた場合の精神的、経済的な打撃を、その者の属する社会全体が協力して緩和しようとするものである」（昭和55年3月27日衆議院地方行政委員会における中平和水警察庁刑事局長の答弁。甲40・

5 頁)。

エ このように、旧法は、日本社会の構成員に対する故意の犯罪による被害について、社会の連帯共助の精神に基づき、不法行為制度の実質化、他の原因による被害との不均衡の是正として公費負担の給付金を支給して被害を回復することと、もって法制度に対する国民の不信感を除去することを目的とする法律として全会一致で成立した。

もっとも、旧法は、被害者と遺族に対する「お見舞金」という性格が強かったため（甲 163・50 頁）、死亡と極めて重大な障害を負った場合に限定されたほか、給付金の金額も非常に低く損害賠償金の額との差が非常に大きかった。

3 第一次改正（2001年（平成13年））

（1）犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律へ

ア 旧法は、給付金の支給対象を死亡または重度の障害すなわち障害等級1級から3級に相当する障害を受けた者に限定していた。しかし、1995年（平成7年）3月20日に起きた、いわゆる地下鉄サリン事件を契機として、犯罪被害給付制度の拡充と被害者に対する総合的支援を求める要望が高まった。これを受け、1997年（平成9年）に給法施行令が改正されて障害給付金の対象となる障害等級が拡大された後、さらに支給対象を拡充するために、2001年（平成13年）7月1日、旧法が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」（以下「第一次改正法」という。）として改正された（甲 168・8～9 頁）。

イ 第一次改正法が議論された国会でも、犯罪被害給付金制度の趣旨について、次のように説明された。

「私たちがお互いに共生をしていく社会においては、100%そういう加害者を取り締まってしまえばそれはいいわけですが、そういうことは現実としてはできないわけでございますから、納税者の理解を得ることによ

って、つまり、額に汗して税を納めておられる方も被害者になられるケースがあるんだ、そういうときに備えてお互いに同意の上でその税金を使わせていただくことによってお互いの、国民としての共同体を形成していくよという考え方」であると説明されている（平成13年3月16日衆議院内閣委員会における伊吹文明国家公安委員会委員長の答弁。甲55・4頁）。

「この給付金の制度、先ほど来、大臣、長官から御答弁申し上げていますように、そのまま放置をしておくと国の法制度全般に対する国民の信頼が失われるような重大な被害というものを対象としてその救済、支援を行っていこう、こういう考え方方に立つもの」（平成13年3月16日衆議院内閣委員会における石川重明警察庁長官官房長の答弁。甲55・11頁）。

「故意による犯罪行為というものは、法秩序を破壊する、破る意思を持って行われる非常に悪質なものである、そうした犯罪による被害というものについては社会全体として手を伸べていかなければならぬ、こういう認識に立って、そういう被害がどこからも補てんをされない、補償をされないというような状態が放置されるということは法秩序全体についての信頼の問題につながる、こういうことで、社会連帯共助の精神でこの制度が成り立っておるわけであります」（平成13年3月16日衆議院内閣委員会における石川重明警察庁長官官房長の答弁。甲55・19頁）。

ウ 第一次改正は、給付対象者を拡大した。すなわち、障害給付金の支給対象となる障害等級をさらに14級まで拡大したほか、後遺障害が残らなくとも長期の治療を余儀なくされた者を対象とする重傷病給付金を創設した。

（2）制度趣旨が受け継がれたこと

このように、第一次改正法は、旧法の制度趣旨、すなわち故意による重大な犯罪被害が何らの救済も受けずに放置されれば法秩序に対する国民の信

頼を損なうこと、納税者誰もが犯罪被害者となりうることから社会の連帯共助の精神で税金を財源として被害者への補償を行うべきことが受け継がれたりえで、さらに給付対象と内容を拡充する内容の改正であった。

4 犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画

(1) 犯罪被害者等基本法

ア 第一次改正法が施行された後、犯罪被害者等の置かれている困難な状況を開拓し、その権利利益の保護を図るという目的で、2004年（平成16年）12月、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」ともいう。）が制定され、2005年（平成17年）4月に施行された。そして、政府は、基本法にもとづき、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等として、2005年（平成17年）12月、第1次犯罪被害者等基本計画（以下「第1次基本計画」という。）を閣議決定した（甲169）。

犯罪被害者等基本法と犯給法とは、基本法と基本法に基づいた施策を行うその個別法という関係にある。

イ 基本法は、その前文で同法の制定趣旨を次のように示している。「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性

が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する」。

基本法第1条には、その目的が定められている。すなわち、「この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。」

基本法第3条は、同法の理念を定める。すなわち、同条第1項は「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と定め、同条第2項は「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と定める。

ウ このように、犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策を、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障する「権利利益の保護」施策であると位置付けている。

(2) 犯罪被害者等基本計画

ア 基本法の考えは、これに基づき策定されてきた犯罪被害者等基本計画にも表れている。

(ア) 2005年(平成17年)12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画(甲169)は、①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行

われること、④国民の総意を形成しながら展開されること、という4つの基本方針を掲げ、犯罪被害者等に対する施策は、権利保障として行われるものであることを明記している。

すなわち、犯罪被害者等基本計画では、「犯罪被害者等は、国民の誰もが犯罪被害者等となり得る現実の中で、思いがけず犯罪被害者等となつたものであり、我々の隣人であり、我々自身でもある。その尊厳は、当然のこととして尊重されなくてはならない。しかし、犯罪被害者等は、その被害の実相を理解されず、例外視され、被害の責任があるかのように誤解されるなどして、必要な支援を十分に受けられなかつたり、刑事手続など様々な場面で無理解な対応をされたり、周囲の好奇の目にさらされ、中傷され、あるいは、軽視されたり無視されるなど、疎外され孤立することが少なくない。こうした疎外感・孤立感から、犯罪被害者等の中には、加害者に対する一面手厚い対応に比べ、犯罪被害者等は不公平に軽んぜられているという思いが強くある。」との前提認識のもと、

「犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである。施策の実施者は、犯罪被害者等はその尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え、施策を実施していくかなくてはならない。」との方針が示された（甲169・5頁）。

また、第2の基本方針として「犯罪被害者等が受ける被害の状況については、生命・身体・精神・財産に対する被害として様々な内容があり、被害の原因や犯罪被害者等が置かれている状況にも実に様々なものがある。」、「犯罪被害者等のための施策は、個々の犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものである。施策の実施者は、個々の犯罪被害者等の具体的な事情を正確に把握し、

その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を実施していかなければならない。」（甲169・6頁）とする方針が示された。

さらに、第4の基本方針には「犯罪被害者等は思いがけず犯罪被害者等となったものであり、我々の隣人であり、我々自身でもある。国民一人ひとりが犯罪被害者等のことをよく理解し、配慮し、尊厳を尊重して支えることが健全な社会の証である。犯罪被害者等の居場所は、我々の隣に、地域社会の中にあるのであって、そこで暮らし続けられるように支えなくては、犯罪被害者等の平穏な生活は還らない。また、国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている中、犯罪被害者等に対する社会の支援は、犯罪等に対する拒否の強いアピールとなって安全で安心な社会づくりの基盤ともなるものである。したがって、犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていくよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って実施されなくてはならない。同時に、国民の総意が形成されるよう、犯罪被害者等のための施策の策定・実施は、国民からの信頼を損なわないように適切に行われる必要がある。」と示された（甲169・7頁）。

(イ) 2011年（平成23年）3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画も、第1次基本計画と同じ4つの基本方針を引き継ぎ、「犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである」ことを改めて確認した（甲170・4頁）。

同基本計画に基づき、2011年（平成23年）から2014年（平成26年）まで開催された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制

度の創設に関する検討会」（以下「拡充検討会」という。）においても、犯罪被害給付制度が「現在では、いわゆる単純な恩恵的な見舞金というものではなくになっている」（甲174・7頁）ことが指摘されている。

(ウ) 本件申請に先立つ2016年（平成28年）4月、第3次犯罪被害者等基本計画が5か年計画として策定された。第3次基本計画においても、同じ4つの基本方針が設定され、「犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである。」と繰り返し明確に示された（甲171・3頁）。

さらに、「犯罪被害者等の属性や被害の類型等によっては、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も存在する」（甲171・3頁）、「被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等」（甲171・3頁）が存在するとの認識のもと、個々の事情に応じて適切に施策が行われるべきことも示された。

そして、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等がその名誉又は平穀を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って実施されなくてはならない。同時に、国民の総意が形成されるよう、犯罪被害者等のための施策の策定・実施は、国民からの信頼を損なわないように適切に行われる必要がある。」とする方針も改めて示された（甲171・4頁）。

(3) 小括

ア このように、当初「見舞金」としての性格が強かった犯罪被害給付制度であったが、2004年の犯罪被害者等基本法ならびにこれに基づく2005年以降の犯罪被害者等基本計画後は、犯罪被害給付制度を含む犯罪被

害者等を支援する施策の全体として、「権利利益の保護」の制度として発展的に性格を変えている。

恩恵性が否定され権利性が強調されていることは、給付する側の広い裁量に基づき特に気の毒だと判断した被害者のみを支給対象とすることができるわけではなく、明確かつ合理的な基準に基づく公平な給付が求められることを意味する。犯罪被害者等を性別や収入の多寡、社会的地位等によって区別することは許されないということである。権利としての性質は、犯給法が支給基準を明記していることや、裁判に対し不服申立てできることにも表れている。

イ また、犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、被害の状況や犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に施策を行うとされている点は、犯罪被害者等はさまざまな属性や事情を有しているので、それらの事情に応じて対応せよということを示している。抽象化された被害者像にとらわれることなく、現実の被害者等の事情を考慮しなければならない。

ウ さらに、国民の総意を形成しながら展開するという方針は、犯罪被害者等を社会のかけがえのない一員として支える社会を作るためにも施策を実施する、具体的には広報や啓蒙を積極的に行い、いまだ犯罪被害者等の支援について国民の認識が形成されていなくても、施策を実行することによってむしろ理解を形成していくという姿勢を示している。これは、犯給法を含め犯罪被害者等支援施策の性格が恩恵的給付ではなく権利保障であると位置づけられていることの当然の帰結である。

エ 加えて、国民の信頼を損なわないように行うべきことも指摘されている。これは、他の制度による救済や支援を受けられない犯罪被害者等を放置せず、犯罪被害者等の属性により差別することなく公平に支援施策が実施されるべきとする要請を示している。

5 第二次改正（2008年（平成20年））

（1）経済的支援に関する検討会

上記第1次犯罪被害者等基本計画を受けて、犯罪被害者等に対する経済的支援をさらに拡充させるため、施行規則が改正され（甲172）、支給対象の拡大や親族間犯罪における支給制限の緩和等の措置がとられた（甲165・7頁）。そして、2006年（平成18年）から2007年（平成19年）にかけて、有識者及び関係省庁担当者による「経済的支援に関する検討会」が開催された。

この検討会は、2007年（平成19年）9月に最終とりまとめを発表した。同とりまとめには、犯罪被害者等に対する経済的支援制度の理念は「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援すること」にあり、その目的は「犯罪被害者等が、その置かれている状況等に応じて、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けられるようにするための施策の一環として、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための必要な支援を行うこと」とするのがふさわしい、とする提言が盛り込まれた（甲173・2頁）。

（2）犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律へ

そして、この提言を受けて2008年（平成20年）4月18日に第二次改正が行われ、法律名が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められ、第1条の定める目的も「もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」と改められた。

こうして、旧法では「お見舞金」として出発した犯罪被害者等給付金制度は、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援する「権利利益」保護の施策として発展し、以後、カウンセリング費用の公費負担、重傷病給付金の給付期間延

長や幼い遺児にかかる遺族給付金の引き上げ、親族間犯罪にかかる減額・不支給事由の見直し等の改正をいくつか経て、現行制度にいたっている。いまだ給付金の額は自賠責の水準にははるかに及ばないが、犯罪被害者等給付金制度は理不尽な立場に立たされる犯罪被害者及び遺族にとっての「最後のセーフティーネット」としての役割を担っている。

6 小括

(1) 犯給法及び関連法の理念及び目的に照らせば、被害者と同性であること を理由に犯給制度の適用を否定することはできないこと

ア 犯給法及び関連法の理念及び目的は、原審原告第3準備書面、同第4準備書面、同第6準備書面で述べたことに加え、以上のとおりである。

イ 犯給法は、犯罪被害者とその遺族が、加害者からの十分な賠償を受けられない実情があると同時に、他の原因による被害を受けた場合と比較して、何らの補償も受けられない不均衡な状態にあるという事実認識から出発している。

たとえば、自動車を用いた殺傷事件の場合、故意の場合は免責規定が適用され、加害者の加入する自動車保険から賠償を受けることができない。また、当該被害が業務上の災害と認められない場合には、労災補償の適用対象にもならない。同じように第三者の行為により死亡したり傷害を負つたりした被害者等が、精神的にも経済的にも被害を受けたにもかかわらず、その被害が法秩序を積極的にやぶろうとした故意行為の結果である場合には、かえって制度の狭間に置かれて何らの補償も受けられない、という状態は、法制度のあり方として不均衡である。この不均衡を是正しなければ、法制度に対する国民の信頼が失われてしまうため、その不信感の除去のために犯給法が作られたのである。

(2) 原判決の理解の誤り

ア 原判決は、犯給法について、給付金を支給することによって「国の法制

度全般に対する国民の信頼を確保することを目的とする」と判示する（原判決18頁）。旧法制定当時から、「国民の不信感を除去」するという表現は、一貫して、それが救済を受けられず放置されていることが国民の法制度に対する信頼を失うであろうほど被害が重大である、という犯罪行為ないし被害の重大さに着目した表現として用いられている（甲40、甲55、甲163～甲167）。

しかし、原判決は、「国民の不信感」や「国民の信頼」という言葉を、あたかも「国民が許容ないし期待する種類の被害者への給付」を行うことが犯給法の目的であるかのように曲解し、処分庁が支給対象を制限する裁量を広げる根拠として用いており、誤っている。

イ また、上述のとおり、犯給法は、もともと、日本社会に暮らす人は誰でもいつでも犯罪被害者やその遺族になりうることから、社会の連帯共助の観点にたち、社会全体が犯罪被害のリスクとコストを負担するという考えにもとづいており、あまねく日本社会の構成員すべてを給付対象に含めつつ、特別の事情のある者に限り個別に支給額を減額または不支給とする組み立てになっている（犯給法第5条第4項、同第6条、同法施行規則第2条ないし第10条）。

加えて、上述のとおり、犯罪被害者等基本法及び現行犯給法は、犯罪被害者等に対する給付制度を恩恵的なものではなく「権利利益」として位置づけている。

したがって、給付金の全部または一部を不支給とできるのは、上記法令に明示された特別の事情を有する場合に限られる。これらの条項に該当しないにもかかわらず「国民の信頼を得られない」とか「救済すべきとする社会通念がない」などとして支給対象を絞り込むことは、処分庁に与えられた裁量を逸脱するものであって、許されない。

ウ 原判決の犯給法の目的に対する理解は、犯罪被害者等給付制度を恩恵的

制度として理解するものにほかならず、犯給法及び関連法が「権利利益」と位置づけていることに反している。

(3) 原判決の解釈は法秩序に対する国民の信頼を害すること

ア 犯給法は、不法行為制度の補完、あるいはほかに救済手段のない犯罪被害者等の救済を国が行う、すなわち「最後の国のセーフティーネットという性格を有して」いる（甲165・13頁）ところ、原判決の解釈によれば、殺害された被害者と終生連れそつもりで相互に抜けあい、社会生活上も夫婦同然の関係として扱われてきた者であっても、被害者と戸籍上同性同士であるというのみで最後のセーフティーネットたる犯給法制度から排除し、何らの救済や支援も受けられないまま放置することとなる。

イ しかし、「性的指向」という本人自身が選んで生まれてきたわけではない要素によって被害者遺族を分断することは、それでなくとも理不尽な状況にある遺族の中に無用な序列を作り、保護に値する遺族と、値しない遺族がいるかのような差別を生み、国民の信頼を大いに損なうというほかない（甲188）。

ウ 加えて、そのような法解釈は、上述のとおり、犯給法が日本社会の構成員か否か、すなわち日本国内に住居を有しているかどうかにより支給対象を区別していること、額に汗して納税している者がいつ被害者になるかわからないからとして税金を財源としていることともそぐわない。原判決の解釈によれば、日本に居住する納税者であっても、性的指向のみを理由として制度の利用を制限すること、もっと言えば同人の納めた税金を同人の利用できない制度に用いることが肯定されるが、極めて差別的である。

エ 上述のとおり、犯罪被害者等基本法及びこれに基づく犯罪被害者等基本計画、ならびに犯給法は、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されるとなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って、国民からの信頼を損なわないように適切に運

用されなければならないものである。自らの意思で選択または変更することができない「性的指向」という属性にもとづき犯罪被害者等給付制度から除外する本件裁定及び原判決の解釈は、現在の社会制度と世論の動向（甲14の1～甲25の2、甲47、甲57～甲69、甲78、甲80～甲85の2、甲97～甲99、甲114～甲119）に照らせば、犯給法及び関連法の理念及び目的に反し、かえって国民の信頼を損なうものであることは明らかである。

第4 犯給法の受給権者たる「事実婚配偶者」該当性は不法行為法や社会立法に関する解釈にしたがって判断されること

1 犯給法が他の災害補償制度を参考にして作られたこと

(1) 他の制度との不均衡是正

犯給法は、上述のとおり、他の原因による災害を受けた場合の補償制度と比較して、故意の犯罪被害を受けた場合の補償がないことの不均衡を是正するという問題意識から制定された。そのため、制度の仕組みや支給対象、支給額等は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、証人等の被害についての給付に関する法律、国家公務員災害補償法、労働災害補償保険法、公害健康被害の補償等に関する法律といった他の災害補償制度と比較し、これらを参考にして設計されている（甲167・5頁、同9頁、同19頁）。

(2) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律

ア 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（旧法名は「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」）（昭和二十七年法律第二百四十五号）は、給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項を政令に委任している（法第6条）ところ、同法施行令2条3号及び同5条3項1号により、協力援助をして死亡した者と「婚姻の届出をして

いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は「配偶者」として遺族補償給付の支給を受けることができるとされている。事実婚配偶者を「配偶者」に含める規定は、昭和27年に同法施行令が制定された当時から置かれている。

イ 同法は、かつて「一般人民巡查同様ノ勵ヲナシ死傷セシ者弔祭扶助療治料支給方」（明治十五年太政官達第六十七号）により、警察に協力援助して災害を受けた者に対する給付がなされていたところ、同太政官達が日本国憲法の施行に伴って失効したことから、警察官等に協力援助してそのために災害を受けても、それについての法的な救済方法が確立していないため、統一を欠いてとかく紛議をかもしやすく、その実効性を欠いているとの認識のもと、これら警察官等に協力援助してそのため災害を受けた者について、その本人及び遺族に対して必要と認められる給付を行い、これら警察に協力援助したことに対する公的な救済手段を設ける趣旨で制定された（昭和27年6月2日衆議院地方行政委員会における川本末治委員による趣旨説明。甲175・3頁）。

ウ 事実婚配偶者を遺族給付の支給対象に含める理由は、何ら議論されず当然のものと扱われた。

（3）証人等の被害についての給付に関する法律

ア 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）は、「青少年の犯罪の激増と悪質化に伴いましてその犯罪の原因を科学的に探究し、その合理的対策を講ずることによって犯罪を未然に防止する必要から調査委託謝金の増額をはかるほか、暴力事犯等の刑事手続遂行の過程において、危害を受けた証人、参考人またはこれらの家族に対しまして被害補償を行うことによりまして、暴力事犯に対する刑事手続の適正、円滑な運営をはかる必要」（甲176・11頁）があるとして制定された法律であるところ、第3条において証人等の配偶者（婚姻の届出をし

ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) は、証人等が証言したこと等のため他人から生命に害を加えられたときは遺族給付を受けられると定める。

イ この法律が制定された当時、「被害の対象、範囲についての要件としては、当該証人またはこれらの者の配偶者——婚姻の届出をしておりませんが、事実上婚姻関係と同様にある者を含むのであります。直系血族もしくは同居の親族が、他人からその身体または生命に害を加えられたものであることを必要といたします。被害者の人的範囲を右の範囲に制限いたしました理由は、現在の国民一般の社会生活上近親者として親近感を抱くのは通常右の範囲程度であること、過去における実例から見ましても、証人等の供述に起因して危害を加えられたのは、おおむね右の範囲の親族であること等によるものでございます。」(昭和33年2月27日参議院法務委員会における竹内壽平法務省刑事局長の答弁。甲177・2頁)と説明された。

(4) 国家公務員災害補償法

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)は、第16条で、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)を遺族補償年金の受給資格者と定める。

(5) 労働災害補償保険法

労働災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)は、第16条の2で、労働者の死亡当時その収入により生計を維持していた妻及び夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)に遺族補償年金の受給資格を認めている。

(6) 公害健康被害の補償等に関する法律

公害健康被害の補償等に関する法律(旧法名は公害健康被害補償法)(昭和四十八年法律第百十一号)は、制定当初から、第30条で「妻(届出をし

ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)」及び60歳以上の「夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)」に対し遺族補償費の受給資格を認めている。

国家公務員災害補償法、労働災害補償保険法及び公害健康被害の補償等に関する法律は、後述するような社会立法としての性格を有しており、日本国憲法制定以前から存在していた内縁配偶者を保護する制度として、当然に事実婚配偶者を対象に含めたといえる。

2 犯給法も他の災害補償制度と同様に家庭生活の実態を保護するものであること

(1) 事実婚配偶者を「遺族」と取り扱うのは社会立法の通例であること

このように、犯給法制定に際して参考とされた他の災害補償制度は、いずれも事実婚配偶者を災害被害者の「遺族」と取り扱っている。

これは、明治民法が婚姻について届出主義を採用して以来、様々な事情から、現実の生活では婚姻と同様の共同生活を送っているにもかかわらず届出がなされていないために法律上は「配偶者」ではない、という者が必然的に生じており、その実態を保護すべき社会政策上の必要性が存在してきたからにほかならない。

こうした実態をふまえ、我が国の法制度は、民法における婚姻の要件と届出制を維持したまま、社会立法分野では、現実の家庭生活や共同生活の実態こそが権利の基礎にあることにかんがみ、婚姻の届出の有無を問わない「配偶者」の規定を置き、運用してきたのである。

(2) 犯給法も被害者と遺族の共同生活の実態を保護する社会立法のひとつであること

ア 犯給法もまた、故意の犯罪被害により身体や生命を侵害されることで精神的経済的に多大な打撃を受けた被害者及び遺族が、他の制度による補償を受けられないことで制度のはざまに置かれ不均衡な状態にあることか

ら、これらの者に平穏な生活を取り戻すための諸支援をすることによりその不均衡を是正し、もって法制度に対する国民の不信感を除去することを制度趣旨としているのであって、社会政策上の必要性から創設された社会立法のひとつである。

イ そして、犯罪被害によりパートナーを失うことで被る精神的経済的打撃は、民法上の婚姻の効果として生じるものではない。

犯罪被害者が突如犯罪により死亡したことの遺族にとっての精神的打撃は、家族を奪われたという意味で大打撃であると同時に、同居家族であるがゆえに身元の確認を求められたり、本件のように第一発見者となるなどして被害者の無残な死を目の当たりにすることで受ける精神的苦痛も大きい。被害者とともに暮らしてきた遺族が、P T S D その他の精神症状を発症し、そのために働けなくなることも少なくない。

経済的にも、家族として被害者の預金を生活費にあてていた場合は、相続手続をしないかぎり当座の生活費の工面にも困窮することとなる中で、遺族は精神的苦痛のため働くことも困難となり、さらに自身のP T S D 等の精神障害の治療費の負担をも迫られる。本件のように自宅が殺害現場となつた場合には、遺族が自費で現場を片付けなければならないし、そこに住み続けることが精神的苦痛のため不可能となって自宅を手放さざるを得なくなつても、被害者の使っていた家財道具の処分や引っ越しのための費用の支出を余儀なくされ、さらに自宅の価値も「事故物件」として大きく損なわされてしまう。

このような遺族の精神的経済的打撃は、被害者との現実の家庭生活や共同生活の実態から生じるものであり、婚姻の届出をしているか否かによつて変わるものではない。

ウ また、犯給法は不法行為制度の補完という性質をも有するところ、民法711条は婚姻の届出をしていない事実婚配偶者にも準用されることか

ら、不法行為制度の補完という趣旨もまた、事実婚配偶者に対しても及ぶ。

エ こうしたことから、犯給法は、上記の災害補償諸制度と同様に、現実の家庭生活や共同生活の実態こそが犯罪被害により侵害され、また保護すべき対象であることにかんがみ、婚姻届の提出の有無で区別せず、また届出していない理由を問うことなく事実婚配偶者を「遺族」として規定したのである。

3 犯給法の「事実上婚姻関係と同様の事情」該当性判断は、民法や社会立法分野での解釈を参考に判断するものであること

(1) 法律上の配偶者であっても遺族たる「配偶者」該当性を否定される場合があること

第12回以降の拡充検討会では、DV事案を例に、第一順位遺族である「配偶者」の解釈をめぐり議論がかわされた。

すなわち、第12回拡充検討会では、被害者が子どもとともに同棲する相手から殺害された事案において、被害者が前々配偶者との間に生まれた子どもと加害者と一緒に生活していたが、戸籍上は前配偶者との離婚が成立していない状況にある場合に、婚姻関係が破綻しているにもかかわらず第一順位の配偶者として前配偶者が給付金の支給対象となるのは不合理ではないか、前配偶者の地位を否定し、被害者の子を第一順位に繰り上げられないのか、との質問がなされた（甲41・7頁）。

この事案について警察庁は、「本当に婚姻の実態がないということであれば、子供さんが第1順位だということになってくる」（甲178・13頁）として、法律上の配偶者であっても婚姻関係が破綻していると判断される場合には犯給法上の「配偶者」該当性が否定されうるとの解釈を示した。

(2) 「配偶者」該当性については民法や社会保障分野での解釈を参考にするとされていること

さらに、第13回拡充検討会において、警察庁担当者からは、「ただ単に

一緒に住んでいたということでは、事実上の婚姻とまでは見てはいない」「どちらかというと民法にかなり近い感じかもしれません。例えば、ほかに戸籍上の配偶者がいなかつたかどうかとか、住んでいるにしても一緒にずっと住んでいるのか、周りの人はどう思っていたのかとか、経済的なところはどうなっていたのかとか、いろいろな事項について踏まえて判断することとしております」（甲178・13～14頁）と事実婚該当性の判断の仕方について説明がなされた。

これに関連して、他の構成員から、法律上の配偶者と事実上の配偶者がいる場合に遺族年金制度の「配偶者」がどちらになるのかが問題になることや、こうした重婚的内縁関係における「配偶者」あるいは「破綻」の該当性判断について最高裁判例が基準を示していることの指摘がなされた（甲178・14頁）。後、上述の事案における戸籍上の配偶者を第1順位としない取扱いについては「制度的には一応対応はできるようになっているけれども、あとは個別の判断の適否の問題であり、その際、いわば今出てきた内縁あるいは破綻といったあたりについて、警察庁独自の基準を立てるというよりは、いろいろな今出てきているそれぞれの世界の中で行われている運用を参考にしながら、適切に判断していきたいという考え方になるのだろうと思うのですが、そういうことでいいのでしょうか」との質問に対し、警察庁担当者は「御指摘のとおりでございます」と答えた（甲178・15頁）。

このように、犯給法上の「配偶者」該当性は、警察庁が独自の基準をたてるのではなく、民法や社会保障法分野で行われている解釈と運用を参考にして判断される。

（3）民法や社会立法分野で行われている「事実婚」の解釈

ア　原告第4準備書面、原告第6準備書面、控訴理由書及び控訴人第10準備書面ならびに甲45号証（二宮意見書）、甲94号証（棚村意見書）、甲150号証（二宮追加意見書）及び甲157号証（棚村追加意見書）で

詳述したとおり、明治民法が届出婚主義の徹底を重視したのに対し、「家制度」に基づく当時の慣行や婚姻障害、あるいは届出制度の不便さ等から婚姻の届出をしないまま放置する者が相当程度存在していたところ、こうした実態にある者に対し、我が国は法制度から排除すればよしとする態度をとつてこなかった。

イ 大審院が婚姻の届出をしていない関係性を「婚姻予約」として保護しただけでなく、最高裁はこれをさらに進めて、「いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということはできないが、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係という妨げない。」（最判昭33年4月11日民集12巻5号789頁）と判示した。婚姻の届出をしていない関係性を婚姻に準ずる関係として保護する裁判所の姿勢は、現在にいたっている。

立法においても、明治民法の下で「家」に入らない関係を正面から保護することに反対する意見も強かったにもかかわらず、規則や法律・勅令において徐々に内縁を保護したり婚姻と同等に取り扱う例が増えていった。日本国憲法の下では、基本的人権の確立にともない、労働法、経済法、社会保障法などの分野において、社会的経済的弱者の地位や生活の保障、工場のため、市民法の原理を修正して、社会的弱者を特別に保護し、介入するという法制度が作られていった（社会立法）。戦前の内縁保護立法は主として保護施策として行われていたところ、日本国憲法下においても同じように、ほとんどの社会立法で内縁配偶者は法律上の配偶者と同等に取り扱われるようになった。

これは、身分法と異なり社会立法は、その性質として現実の家族共同生活の実態を保障するものであるから、民法上の婚姻の届出をしたかどうかによって配偶者概念を限定することができないためである。

ウ さらに、婚姻障害事由のある関係性についても、大審院の時代から保護対象に加えられており（甲179・大判大8年4月23日民録25号693頁（婚姻適齢違反）、甲180・大判昭6年11月27日新聞3345号15頁（再婚禁止期間違反））、最高裁は、重婚関係（甲108・最判昭58年4月14日）や近親婚関係（甲111・最判平19年3月8日）にあっても「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」との認定を妨げないと判示するにいたった。重婚的内縁関係にある者でも遺族年金の支給対象となりえることは、行政も追認している（甲26）。

エ 同性同士の関係の不当な解消の場面でも、裁判所は、「近時、価値観や生活形態が多様化し、婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じ難い状況となっている。世界的に見ても、同性のカップル間の婚姻を法律上も認め制度を採用する国が存在するし、法律上の婚姻までは認めないとしても、同性のカップル間の関係を公的に認証する制度を採用する国もかなりの数に上っていること、日本国内においても、このような制度を採用する地方自治体が現れてきていること（※引用者注：証拠引用略）は、公知の事実でもある。かかる社会情勢を踏まえると、同性のカップルであっても、その実態に応じて、一定の法的保護を与える必要性は高いということができる（婚姻届を提出することができるのに自らの意思により提出していない事実婚の場合と比べて、法律上婚姻届を提出したくても法律上それができない同性婚の場合に、およそ一切の法的保護を否定することについて合理的な理由は見いだし難い。）。」（甲112・宇都宮地真岡支判令和元年9月18日）、「控訴人及び被控訴人の上記関係（以下「本件関係」という。）は、他人同士が生活を共にする単なる同居ではなく、同性同士であるために法律上の婚姻の届出はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていたものであり、平成28年12月当時、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合と

しての婚姻に準ずる関係にあったということができる。」 「そもそも同性同士のカップルにおいても、両者間の合意により、婚姻関係にある夫婦と同様の貞操義務等を負うこと自体は許容されるものと解される上、世界的にみれば、令和元年5月時点において、同性同士のカップルにつき、同性婚を認める国・地域が25を超えており、これに加えて登録パートナーシップ等の関係を公的に認証する制度を採用する国・地域は世界中の約20%に上っており（※引用者注：証拠引用略），日本国内においても、このようなパートナーシップ制度を採用する地方自治体が現れてきている（※引用者注：証拠引用略）といった近時の社会情勢等を併せ考慮すれば、控訴人及び被控訴人の本件関係が同性同士のものであることのみをもって、被控訴人が前記(1)のような法律上保護される利益を有することを否定することはできない。」（甲113・東京高判令和2年3月4日。令和3年2月19日最高裁判決において上告棄却され確定）と判示し、同性同士の関係を「婚姻に準ずる関係」として不法行為法の保護対象に含めている。

オ DV防止法が配偶者以外の関係にも拡大する法改正の前においても、同性パートナーの相手方を「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として保護命令が出されたことも、すでに指摘したとおりである（甲27）。

カ このように、立法及び司法は、身分法での届出婚主義とは別に、これと併存するものとして、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある（あった）」関係（内縁）を民法上の損害賠償制度や社会立法での保護対象としてきた。

そして、ある関係が「事実上婚姻関係と同様の事情にある」（内縁）か否かは、①当事者が婚姻の意思をもって共同生活を営んでいること、及び②当事者の関係が社会的に婚姻としての実体を有していることが必要とされる。そして、社会的に婚姻としての実体を有しているか否かは、生計の同一性、親族との関係、社会生活上の公然性などを要素として判断され

る。

現在、婚姻生活の実態が多様化しているため、法律上の婚姻をしている者であっても挙式をしない、子どもをもたない者も多数いるし、同居しない婚姻や性的関係を伴わない婚姻もあるし、共稼ぎにより生計を完全に同一にしていない婚姻も珍しくない。したがって、民法が夫婦に同居義務や扶養義務を課しているにもかかわらず、同居や生計の同一性は内縁の認定において絶対的な要件とされてはいない。内縁法理における婚姻意思や夫婦共同生活の実体の有無は、問題となる権利の性質や適用する法制度の趣旨に照らし、個別具体的な事情に基づいて、当事者が互いを生涯のパートナーとして継続的な愛情と信頼の関係を築いているかどうか、という観点から判断されている。その結果、不法行為法や社会立法の司法における解釈適用の場面においても、同性同士の関係も「婚姻関係と同様の事情」「婚姻に準ずる関係」として認定されるにいたっている。

(4) 小括

犯給法の解釈も、不法行為法や社会保障法の分野で行われてきた内縁法理に沿って行われるべきことは、犯給法が不法行為制度の補完や社会保障を立法趣旨としていることからも当然であり、警察庁も認めているところである。

そして、内縁法理は、民法が届出婚主義をとっているがゆえに生まれてしまう事実婚状態を、法的保護の必要な実態に着目して保護する法理であること、婚姻障害事由のある関係すら「事実上婚姻関係と同様の事情にある（あった）者」（内縁）該当性を大日本帝国憲法時代から肯定してきたことからすれば、戸籍上同性同士の関係もまた、当事者が互いを生涯のパートナーとして継続的な愛情と信頼の関係を築いているかぎり、犯給法上の事実婚配偶者として取り扱われるべきことは当然である。

第5 立法者意思に基づいても同性事実婚配偶者は支給対象となるべきこと

1 立法者は日本社会の構成員に同性婚ないし同性事実婚配偶者が存在することを知っていたこと

(1) わが国には、同性同士で婚姻関係と同様に愛情に基づき終生をともにし相互に扶けあう関係にある者は、すでに多く存在する。そして、こうした関係性の存在は、国会及び政府も当然に認識していた。

(2) すなわち、日本政府は、2002年5月、海外で日本人が外国人と婚姻する際に必要となる婚姻要件具備証明書に関し、証明書に婚姻の相手である外国人の性別を記載させ、相手が同性である時は証明書を交付するのは相当でないとする旨の通達を出した（甲181・8頁）。これは、同性婚が法制化されている国で同性同士の婚姻を行う日本人がいたことから、日本法における婚姻要件を具備したという証明はできないとする趣旨で出された通達であった。

しかし、外国において同性間の婚姻を有効としている場合に、日本人がその国の法制のもとで婚姻をすることが可能かどうかということは、当該外国の法制に委ねられる事柄であって日本国が制限することはできること、「従来から、同性の者を相手方とする場合にも、独身であることなど、戸籍上明らかな身分関係事項については証明書を発行してほしいという要望が」（甲181・8頁）ありこれを拒む理由はないことから、法務省は、2009年（平成21年）に「外国において同性間の婚姻を成立させることを目的として証明書の交付請求があった場合の証明書の様式について」という通達を出し、以来、外国で同性間の婚姻をするための証明書としては独身証明書が発行されている（甲181）。

また、日本政府は、2011年（平成23年）9月、大阪・神戸アメリカ総領事の同性パートナーに対し、外交関係に関するウイーン条約に基づく「外交官の家族の構成員でその世帯に属するもの」としての地位を認めた

(甲182)。

このように、同性同士で婚姻意思を有する者が存在すること、外国で同性婚をした者が日本国内で生活していることは、遅くとも第二次改正以前である2002年（平成14年）の時点で、国会及び日本政府は認識していた。

（3）さらに、犯給法施行規則の立法者である警察庁も、同性パートナーの存在を認識していた。

上述のとおり、犯給法の第二次改正後、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、2011年（平成23年）6月8日から2014年（平成26年）1月30日まで、有識者及び関係省庁担当者を構成員として「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」（拡充検討会）が開かれた（甲183）。

拡充検討会では、犯罪被害者等への経済的支援の在り方や理念、給付・補償の対象者、制度の設計、犯罪被害給付制度の拡充なのか、新たな補償制度の創設なのか等について検討対象とされた。そして、日本の制度と比較して議論の参考とするため、諸外国の犯罪被害給付制度に関する報告（甲184、甲185）及び現地調査（甲186）が行われた。

比較調査対象とされた5か国のうちイギリス、フランス、ドイツでは同性パートナーシップ関係に法的権利を認める（婚姻と同じ制度ではないが）状況にあったところ、イギリスの制度紹介の中では、同性パートナーも遺族として支援対象者に含まれることが報告されていた（甲185・5頁、甲186・26頁（なお「同姓パートナー」とあるのは誤字である。））。

つまり、法務省及び警察庁担当者を含む拡充検討会の構成員にも、同性同士で婚姻意思を有する者の存在は明らかだった。

そのうえで、拡充検討会では、我が国の犯給法制度において同性パートナーが事実婚配偶者に含まれないようにする必要があるといった議論は一切なされなかつたし、この拡充検討会での議論を踏まえて2014年（平成2

6年）に犯給法施行規則が改正され不支給事由と復活事由の特例部分が変更された際にも、不支給事由に追加されたりはしなかった。

(4) 犯給法は、第二次改正後も三度の法改正を経ており（甲187）、拡充検討会以降も8回にわたり施行規則が改正されているが（甲172）、そのいずれに関する国会及び各種検討会においても、同性パートナーを遺族とすべきでないという議論は一度もされていないし、そのいずれにおいても支給対象を限定する改正はなされなかった。

このことはすなわち、犯給法の立法者たる国会及び施行規則の立法者である警察庁が、外国で法的に婚姻した者も含めて日本には同性同士でパートナーとして生活している者が存在すること、及び同性パートナーによる遺族給付金の支給申請がありうることを認識したうえで、法や施行規則の改正による対応は不要と判断したことを意味する。

2 小括

犯給法の文言は、上述のとおり性別や婚姻適格にあるかどうかによる区別をしておらず、条文を素直に読めば被害者と同性同士のパートナーも事実婚配偶者として「遺族」に含まれる。外国で同性同士の婚姻をした者が日本国内で生活していることや、イギリスの犯罪被害者補償制度では同性パートナーも遺族と扱われていること等の報告をうけて、同性事実婚関係にある者への支給を制限する意思が犯給法及び施行規則の立法者にあったならば、こうした法改正あるいは施行規則改正に際して、文言を入れることもできたはずである。しかし、立法者は被害者と同性であるか否かを遺族給付金の要件に加えなかつた。このことを無視して、解釈により「配偶者」要件に新たな制限を読み込むことは、立法者意思に反する。

第6 我が国の法制度に通底する日本国憲法の趣旨

1 法の下の平等（憲法14条1項）

(1) 犯給法は、犯罪被害者等が置かれている不均衡状態を是正し、もって法制度に対する国民の不信感を除去することを趣旨とするところ、その前提には、同じような状況にある者は同じように取り扱われるべき、という「法の下の平等」（日本国憲法14条1項）を求める国民意識がある。

同じように第三者から殺害された被害者及び遺族は、それが業務中の出来事であったか否かといった個別の事情の違いにかかわらず同じように取り扱われるべきである、とする国民意識があるからこそ、その取扱いの差を「不均衡」とする国民感情がうまれ、犯給法が制定されたのである。

(2) したがって、犯給法の解釈及び運用にあたっては、日本国憲法98条1項により当然ではあるが、日本国憲法14条1項の定める「法の下の平等」にのっとり、犯給法の制度趣旨が同じように当てはまる状況にある者と同じように取り扱わなければならない。

原告第3準備書面でも詳述したとおり、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営んできたパートナーを故意の犯罪被害により失うことで被る精神的打撃や経済的打撃は、婚姻の届出をしているか否かによって変わることろはないのであって、犯罪被害者と事実婚関係にある者のうち、犯罪被害者と法律上の性別が同性である者を特に除外する理由はない。

犯給法は、文言上、婚姻の届出をしていない理由を問うことなく事実婚配偶者を「遺族」に含めて規定し、民法所定の婚姻障害の不存在を要件にする選択もしなかった。それゆえ、犯給法の制度趣旨が及ぶ以上、犯罪被害者と同性である者をそのことを理由に「遺族」から除外して解釈することは、「法の下の平等」に反し、「不均衡」を生み、法制度に対する国民の不信感を招くため許されない。

(3) さらにいえば、本件支給申請が行われた2016年（平成28年）12月当時すでに、我が国の世論調査では同性婚制度を求める意見が過半数にいたっており、同性同士の婚姻意思に基づく関係性を公証するパートナーシップ制度の導入が始まり、同性パートナーを死亡保険金受取人にできる生命保険商品や同性パートナーに「家族割」を適用する携帯電話会社などが、従前から寄せられていた有権者や消費者のニーズにこたえる形で実現していた（原告第1準備書面、原告第2準備書面、原告第5準備書面）。

このように、同性同士のパートナー関係を異性同士のそれと同じであると考える社会通念は本件申請当時もすでに存在しており、「社会通念」は、同性同士の事実婚関係を否定する根拠とはなりえない。

2 個人の尊重と幸福追求権（憲法13条）

(1) 上述のとおり、犯罪被害者等基本法3条は「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と定める。これは抽象的な、あるいは国民が求める被害者像を描いてそこに被害者等をあてはめるのではなく、それぞれ異なる事情をもつ具体的な被害者の個別の事情に応じて、当該被害者等の支援をする、という姿勢を示しており、その根底には、日本国憲法13条前段が定める個人の尊重と、同条後段が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定める幸福追求権がある。

(2) かつて犯罪被害者等は、刑事手続の中で「証拠」としか扱われず、その精神的及び経済的打撃に対し何らの配慮や尊重もなされてこなかった。そのため捜査や訴訟手続においていわゆる二次被害が生じるなど、犯罪被害者等の人格的存在を脅かす事態が放置されていた。こうしたことへの反省から、犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等がその尊厳を重んぜられるべきことを定めたのであり、犯給法もまた同じ理念を共有している。

したがって、犯給法の解釈適用にあたっては犯罪被害者等の尊厳を重んじなければならない。日本社会の構成員のうち同性愛の属性をもつ者は保護に値しないかのような解釈に基づき、パートナーを殺害された者の尊厳を傷つける二次被害を生むことがあってはならない。

3 社会保障増進義務（後退禁止原則）（憲法25条2項）

- (1) 犯給法は、上述のように犯罪被害者等が犯罪被害により経済的にも多大な打撃を受けているにもかかわらず諸制度のはざまに置かれ、困窮した生活を強いられていることから、これを是正するために制定された。すなわち、「他に救済手段のない犯罪被害者の方々の救済を国が行う、すなわち、最後の国のセーフティーネットという性格を有して」（甲168・13頁）いる。
- (2) それゆえ、犯罪被害によりパートナーを殺害された者に対しては、犯給法以外に救済手段が存在しないことを前提に、日本国憲法25条2項が「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めている趣旨にのっとり、補償が行き届くように解釈運用されなければならない。

4 小括

このように、犯給法については、平等と尊厳と社会保障増進という日本国憲法の理念にも照らしてその解釈適用がなされなければならない。同じ日本社会の構成員でありパートナーを殺害された者を、性的指向のみによって犯給法の適用対象から除外することは、犯給法の趣旨に反するだけでなく、日本国憲法14条1項、同13条後段及び同25条2項の趣旨にも反する。

第7 結論

以上のとおり、犯給法や施行規則の文言、犯罪被害給付制度ならびに犯罪被害者支援制度の趣旨及び目的、立法者意思、ひいては法秩序全体に通底する日本国憲法の理念に照らせば、犯罪被害者と戸籍上同性同士である者も、その関係性が

民法や社会保障制度における内縁の判断基準を満たすものであるかぎり、「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に合った者を含む）」として遺族給付金の支給対象に含まれる（甲188）。かえって、犯罪被害者と戸籍上同性同士であるという点のみでそのパートナーを支給対象から排除することは、法制度の「不均衡」を是正して法秩序に対する国民の不信感を除去するという犯給法の制度趣旨に反する。

以上